

○鯖江藩主 間部家マスコットキャラクター「まなべくん」使用基準

(目的)

第1条 鯖江藩主間部家をイメージするマスコットキャラクター「まなべくん」は(以下「キャラクター」という。)市民が鯖江市の歴史に興味を持ち、鯖江市への愛着を深めてもらうことを目的として制定。鯖江市民をはじめ多くの方に活用され、親しんでもらえるよう基準を定める。

(権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、鯖江市に帰属する。キャラクターを使用する場合は、必ず鯖江市の承認を受けなければならない。

(定義)

第3条 この基準においてキャラクターとは、市が定めたキャラクターの基本デザイン(別図第1)及び市長が別に定めるその展開デザインとする。

(使用方法)

第4条 キャラクターのデザインは、別に定めるガイドラインに沿ったものでなければならない。

(使用承認申請)

第5条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ鯖江藩主 間部家マスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市および市関係機関が業務に関し使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

2 キャラクター等を商品に使用しようとする者は、前項の書類の他に、商品見本(見本がない場合は見本図とする。)を添えて市長に提出しなければならない。

(使用承認等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、キャラクターの使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しない。

- (1) キャラクターのイメージを傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれのあるとき。
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (6) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (7) その他使用について不適当と認めたとき。

2 市長は、キャラクターの使用を承認するときは鯖江藩主 間部家マスコットキャラクター「まなべくん」使用承認通知書(様式第2号)により、使用を承認しないときは鯖江藩主 間部家マスコットキャラクター「まなべくん」使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定によるをする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用承認の変更等)

第8条 市長は、前条に基づくキャラクター使用承認変更申請があったときは、これを審査し、承認することが適当と認められる場合には、鯖江藩主 間部家マスコットキャラクター「まなべくん」使用承認変更申請書(様式第4号)を使用権取得者に交付するものとする。

(使用承認の取消等)

第9条 市長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を取り消すとともに、使用者にその旨を通知するものとする。

- (1) 第4条又は第6条の規定に違反していると認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段によりキャラクターの使用承認を受けたと認められるとき。
- 2 前項の規定によるキャラクターの使用承認の取消により使用者に生じた損害については、市長はその責めを負わない。
- 3 第1項の規定によりキャラクターの使用承認を取り消された者(以下「承認取消者」という。)は、該当使用対象物件をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 市長は、承認取消者に対して使用対象物件の回収を求めることができる。

(使用期限)

第10条 使用承認の日から3年以内とする。ただし更新は妨げない。

(完成品の確認)

第11条 キャラクターの使用前に該当使用に係る物件(以下「使用対象物件」という。)の完成見本を速やかに市長に提出し、キャラクター等の使用承認条件に適合することの確認を受けなければならない。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(損害賠償)

第12条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより生じさせた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この基準は令和7年4月1日から施行する。



鯖江藩主 間部家マスコットキャラクター「まなべくん」使用承認申請書

年 月 日

鯖江市長 殿

(申請者) 住 所 _____

氏 名 (名称及び代表者名) _____

電話番号 _____

鯖江藩主 間部家マスコットキャラクターの使用承認を申請します。なお鯖江藩主 間部家マスコットキャラクター使用基準を遵守します。

記

| | |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1 使用区分 | |
| 2 使用方法 | |
| 3 使用場所等 | |
| 4 使用期間 | 年 月 日 () ~ 年 月 日 () |
| 5 使用数量等 | |
| 6 担当者連絡先 | |
| 添付書類 1. 企画書 (レイアウト・スケッチ・原稿等) 2. 申請者の概要・現況を示すもの 3. その他 | |

鯖江藩主 間部家マスコットキャラクター「まなべくん」使用承認通知書

年 月 日

鯖江市長 殿

(申請者) 住 所 _____

氏 名 (名称及び代表者名) _____

電話番号 _____

年 月 日付けで申請のありました鯖江藩主 間部家マスコットキャラクターの使用について、下記のとおり承認します。

記

| | |
|---------|----------------------------------------------------|
| 1 使用区分 | |
| 2 使用方法 | |
| 3 使用場所等 | |
| 4 使用期間 | 年 月 日 () ~ 年 月 日 () |
| 5 使用数量等 | |
| 6 承認の条件 | 使用に際しては鯖江藩主 間部家マスコットキャラクター使用基準に基づく規定及び承認内容を遵守すること。 |

鯖江藩主 間部家マスコットキャラクター「まなべくん」使用不承認通知書

年 月 日

様

鯖江市長

令和 年 月 日付のキャラクター使用申請については、不承認と決定したので通知します。

(不承認の理由)

鯖江藩主 間部家マスコットキャラクター「まなべくん」使用承認変更申請書

年 月 日

鯖江市長 殿

(申請者) 住 所
氏 名

年 月 日付け 号をもってキャラクター等の使用承認を受けている物件について、下記により使用承認変更したいので申請します。

記

変更箇所

- 1 使用目的
- 2 使用成果品
- 3 使用期間

様式第4号(第9条関係)

鯖江藩主 間部家マスコットキャラクター「まなべくん」使用変更承認通知書

年 月 日

鯖江市長 殿

(申請者) 住 所
氏 名

年 月 日付け 号をもってキャラクター等の使用承認を受けている物件について、下記のとおり変更を承認します。

記

変更箇所

- 1 使用目的
- 2 使用成果品
- 3 使用期間